

医療・福祉問題研究会会報

NO.146
2019.11.15

医療・福祉問題研究会 第137回例会

日 時: 2019年12月21日(土) 午後3時から5時

テーマ: 『731部隊を追って』

- ① 戦医研北陸支部の取り組み
- ② “留守名簿” 石川県48名の訪問調査結果

報告者: 横山 隆さん

池田 治夫さん

(15年戦争と日本の医学医療研究会北陸支部)

会 場: 松ヶ枝福祉館 4階 学習室(金沢市高岡町7-25)

731部隊とは、第二次世界大戦期の大日本帝国陸軍に存在した満州を拠点とした研究機関で、感染症予防や給水体制の研究と同時に、細菌戦に使用する生物兵器の研究が行われていたとされています。正式名称は関東軍防疫給水部本部で、その秘匿名称(通称)が満州第七三一部隊です。

今回は、石川県で731部隊の真実を追いつけている「15年戦争と日本の医学医療研究会北陸支部」の横山隆さんと池田治夫さんに、同会の取り組みの紹介と、731部隊員らの留守宅などを記載した“留守名簿”について石川県関係者48名の訪問調査結果をご報告いただき、意見交換をしたいと思います。

参加費無料、事前のお申し込みは不要です。

どなたでも参加可能ですので、ぜひお誘い合わせご参加下さい。

なお、同日の午後1時より同会場で運営委員会を開催しますので、ご都合のつく方はあわせてご参加をお願いします。

「ベーシック・インカムと最低生活保障」

村上慎司（金沢大学人間社会研究域経済学経営学系／人間社会学域
地域創造学類福祉マネジメントコース 社会保障論研究室 講師）

本稿は、2019 年 10 月 26 日に開催された第 136 回例会「ベーシック・インカムと最低生活保障について」について報告する。なお、今回は報告者自身による例会報告となるため、その時の内容を取舍選択して、より平易な表現に改めて伝えることを試みたい。

まずベーシック・インカムの定義について、報告では、シティズンシップ（citizenship、市民権／市民資格）に基づいて個人に対する一定額の現金給付と説明した。ここで、シティズンシップという聞き慣れない概念を使用しているのは、ベーシック・インカムが「無条件にすべての人びと」を対象とするものではなく、ベーシック・インカムを支給する国や地域の成員であるという条件があることを明らかにするためである。もし字義通りにベーシック・インカムが「無条件」だとすれば、一時的な滞在者である旅行者もベーシック・インカムの恩恵を受けることになる。だが、ほとんどの論者はベーシック・インカムをそのように想定していない。この意味で、しばしばベーシック・インカムを特徴づける「無条件性」とは、資力調査や就労要件がないということであり、日本の生活保護のような厳しい選別主義的な発想と対照的ということである。

次に報告ではベーシック・インカムを負の所得税と比較検討した。負の所得税とは、ある一定の所得以下の低所得者・世帯に対して現金給付するものである。つまり、一定所得に満たない場合は、税金を支払うのではなく、逆に税金からの所得保障を受ける対象となる。ベーシック・インカムと負の所得税の比較検討の要点は、各人の事後所得、つまり、税金の支払いと所得保障受給のあとの所得に関して、両者は一致するということである。このことは、両者の構想の違いは、実践的な問題である事前の予算確保や所得調査を通じての所得保証水準と税負担額の差額算出の行政コストに関わることを示唆する。

負の所得税はアメリカにおいて議論されたが、実際に導入されたのはより条件を厳しくした勤労所得税額控除と呼ばれる所得保障の仕組みであった。勤労所得税額控除とは一定以下の所得がある世帯に対して、勤労を条件に税額控除を与え、所得が低く控除し切れない場合には現金給付するものである。勤労所得税額控除は給付付き税額控除と呼ばれる所得保障の一つのタイプであり、その他のタイプとして消費税や社会保険料の逆進性対策を意図した仕組みを導入している国がある。

これら負の所得税と給付付き税額控除に加えて、所得制限のない児童手当や租税のみを財源する基礎年金などを部分ベーシック・インカムと解釈することができる。報告者は現在の日本において直ちに完全なベーシック・インカムの導入によって、最低生活保障を実現させることには反対であり、日本の既存の所得保障を仕組みを補うような部分ベーシック・インカムの導入を推進することが重要であると考えている。例えば、先月 10 月から消費税率引き上げと合わせて軽減税率が導入されたが、このような非効率な逆進性対策である軽減税率に変えてより再分配効果が高い給付付き税額控除を導入するべきである。

報告では、その他にベーシック・インカムの規範理論的背景についても言及したが、専門性

が高いために本稿では省略することとして、続いて人工知能（AI）に関するトピックスに触れたい。AI が人びとの雇用を奪い、そのためにベーシック・インカムが必要であるという主張がある。これに対して、報告者は労働力の余剰・不足の二極化と労働市場のミスマッチが問題であり、ベーシック・インカムはこの問題解決にあたって限定的な役割しか果たさないという見解を持っている。むしろ中間的労働の機会を広範かつ柔軟に保障するベーシック・ワークの議論こそが重要になるだろう。これに関連して質疑応答でも話題になった最低賃金引き上げの問題にも取り組む必要があると考える。

ベーシック・インカムは、ときに過剰な期待が寄せられるが、あくまでも現金給付であるために最低生活保障上の限界を抱えており、現物給付・ケースワーク・ソーシャルワーク等の大切さは以前として残る。報告者の立場は、最低生活保障のためのベーシック・ケイパビリティの実現に貢献するという条件つきでベーシック・インカムまたは部分ベーシック・インカムを支持するものである。ここでいうベーシック・ケイパビリティとは、人びとが実現する理由がある基本的な生き方の幅を意味するものである。ベーシック・ケイパビリティに関する詳細な説明・議論は次号の『医療・福祉研究』に掲載される報告者の原稿を読んでいただきたい。



会員レポート

生活保護基準引き下げ違憲訴訟 第18回口頭弁論 傍聴報告

大田 健志

2019 年9月19日（木）、生活保護基準引き下げ違憲訴訟の第18回裁判が行われ、今回は原告側の荒木弁護士より原告第23準備書面より、社会権規約と制度後退禁止原則の視点から要約陳述が行われました。

社会権規約（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）は、1966 年 12 月 16 日、国際連合総会によって採択、1976 年より発効している条約です。同規約第2条1項では、締約国の義務として「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、個々に又は国際的な援助及び協力、特に、経済上及び技術上の援助及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」と明記されている。この義務を負っている以上は、意図的な権利後退措置を取ることは、その義務に逆行し、規約の趣旨に反するものであり、社会権規約から制度後退禁止原則が導かれるといえます。

その上で、主張として1）社会権規約には自動執行性が認められ、国内立法を経ずに直接に国内へ適用される、2）直接適用できない場合にも、社会権規約の規定は日本国憲法98条第2項を介して憲法25条や生活保護法の解釈に反映される、ということがいえるため、いずれにせよ、本件においては社会権規約から導かれる制度後退禁止原則が参照されなければならないと主張されました。

次回期日は2019年12月16日（月）です。名古屋をはじめ全国で揺れ動いている生活保護裁判。石川からももっと大きなアクションを広げていきましょう。

人権を主張するいしかわの会第5回総会講演報告

城北病院 出村朱音

11月9日（土）、おたっしゃハウス多目的室にて、人権を主張するいしかわの会（JSK）第5回総会が開催されました。22名が参加し、総会ではいのちのとりで裁判全国アクション共同代表の井上英夫先生による講演「社会保障レボリューションー人権としての社会保障を掲げて」が行われました。

まず、主要国際条約や人権の発展の歴史について学びました。中でも2006年の障害のある人の権利条約は、「障害者」ではなく「障害のある人」と示されており、これは人権の発展を示すもので、最近では障害者ではなく障害のある人とメディアでも呼称されていたり、固有のニーズを持つ〇〇さんという様に呼んでいくべきであるといったお話がありました。また、憲法における人権について、基本的人権の本質が示された第97条について詳しく中身を学びました。97条では、基本的人権は人類の長年の歴史の中での自由獲得の努力の成果であり、不可侵で永久の権利であるということが示されています。今回の講演で97条について学び、私たちが生まれながらに持っており、日々の生活を送っていくために欠かせない権利である人権について示された97条はとても大切なものであるということを知ることが出来ました。

続いて、10月10日に名古屋地方裁判所での生活保護裁判証人尋問を傍聴されたJSK事務局高野さん、工藤さんより報告がありました。今回の証人尋問では、日本女子大学名誉教授岩田正美氏、元中日新聞記者白井康彦氏が証人として証言され、保護基準引き下げの根拠とされている物価下落率について、厚労省の物価指数の計算方法が恣意的なものであったこと等が証言されたとのことでした。そして、議案提案、会計監査報告が行われ、すべての議案が承認されました。今回の総会では改めて人権について学び、名古屋地裁での証人尋問について報告を聞いたことで、生活を取り戻すため人権を主張していくことに一層力を注いでいかなければならないと感じました。

2019年医療・福祉問題研究会大忘年会のお知らせ

毎年、研究会の忘年会を楽しみにしている方も多いかと思います。

今年最後の研究会終了後に、会員の皆さんと一年の労をねぎらいながら、楽しく賑やかに盛り上げていきたいと思います。

日時：12月21日（土）午後5時半～

会場：仙桃（金沢市青草町88 近江町いちば館）

会費：5,000円（コース料理・2時間飲み放題付き）

参加を希望される方は、12月16日（月）までに幹事までご連絡ください。

Eメール：iskw_ota@doc-net.or.jp（幹事：大田健志）

